

基本目標 3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

重点目標 1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

しかし、現実に様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

このような状況を見直し、これまで意思決定過程への参画が少なかった女性たちが、社会のあらゆる分野に進出し、女性自身がさらに力量を高めていくこと（エンパワメント※）が大切であり、また、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進める必要があります。

現状と課題

本市における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会などの委員の女性割合は 17.6%（平成 19 年 4 月 1 日現在）となっており、県の値（平成 18 年 4 月現在 27.3%）を下回っています。また、女性委員のいない審議会もあり、女性の人材育成も含め、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。

また、本市の市役所における管理職のうち女性の割合は 1.7%（平成 19 年 4 月 1 日現在）で、女性職員の割合（21.7%）と比較すると、低くなっています。管理職への登用は、行政能力や管理能力、資質などを総合的に勘案して行っていますが、女性管理職を増やすことは、男女共同参画社会の実現を目指す行政にとって、重要な課題の一つです。さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、企業や地域活動団体などについても、その意思決定過程に対する女性の参画が十分とは言えない状況がうかがえます。企業に対しては、男女が共同参画することで新たな発想や組織の活性化を生み出し、女性の積極的登用や能力開発が企業の成長にもつながることへの理解を求め、女性の参画促進を図る必要があります。

また、実際に多くの女性が携わっている自治会やPTAといった団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。単に参加するだけでなく、意思決定や対外的な交渉にも参画することが女性自身のエンパワメントにもつながることから、地域団体などの運営や活動においても男女共同参画が定着するよう働きかける必要があります。

さらに、男女共同参画社会基本法にも明示されているように、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において一定の積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{*}）をとることも必要で、企業や地域団体などに、その取り組み事例や導入方法などに関する情報を提供していくことも重要です。

施策の基本的方向

1 女性の声を反映するシステムづくり

審議会などへの女性の登用促進と女性人材の発掘に努め、市政に女性の声を反映するシステムづくりを推進します。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
① 審議会等における女性委員の登用の促進	●女性のいない審議会の解消を目標として、女性委員の登用に努めます。	政策企画課 関係各課
② 各種委員募集の情報提供	●市に関わる全ての組織における女性の積極的参加を図るために、各種委員募集に関する情報収集に努めるとともに、募集情報の提供を行います。	政策企画課 関係各課
③ 女性委員参画のための環境づくり	●育児や介護中の女性も委員として社会参画できるように、託児や介護サービス制度などの利用情報の収集や提供に努めます。	関係各課
④ 女性人材の育成と人材情報の提供	●男女共同参画市民スタッフ養成講座を開講し、まちづくりに参画する人材を育成し、参画に意欲的な女性人材の登録制度（雲仙市女性人材バンク [*] ）を創設します。	政策企画課

2 行政における男女共同参画の推進

性別にとらわれない人員配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇が取得しやすい組織体制を通して、市が事業者などの模範となるよう、男女共同参画を実践・推進していきます。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①職員の意識改革推進	●性別にとらわれず会議や現場などへの積極的参加や、仕事情報の男女間での共有化、研修の開催などにより、職員の意識改革を進めます。	人 事 課
②女性の管理職登用促進	●管理職に向けた女性への意識啓発を行うとともに、性別に関わらず、行政能力や管理能力、資質等を総合的に勘案した、公平・公正な管理職の登用をこれまで以上に推進します。	人 事 課
③平等な職務経験の蓄積	●管理職は性別にとらわれない平等な仕事配分を行い、職員の意識改革を進めるとともに、平等な研修機会を与えたり、仕事情報の共有化を図ったりすることにより、男女平等な職務経験の蓄積を図ります。	人 事 課
④職員が働きやすい環境整備	●介護や育児等の休暇が取得しやすい体制、並びに職員の意欲に応え、能力を發揮できるような職場環境の整備に努めます。	人 事 課
⑤性別にとらわれない人員配置	●各職種において、性別にとらわれない人材の確保及び適材適所の配置に努めます。	人 事 課

3 企業・地域団体などにおける女性の参画促進

企業や地域団体※においても、女性の登用や参画が促進されるよう、啓発と情報提供に努めます。

施策項目	今後の取り組み内容	担当課
①各種広報媒体を活用した男女共同参画についての啓発活動	●企業、地域団体などにおいても性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができるよう、男女共同参画について各種広報媒体※を活用し、啓発を行います。	政策企画課 商工労政課
②積極的改善措置に関する情報提供の推進	●企業や地域団体などにおいても女性に対する意思決定の場への参画機会の提供が拡大されるよう、積極的改善措置の取り組み事例や導入方法などの情報提供を行います。	政策企画課 商工労政課

管理指標と目標

管理指標	現状値	⇒	目標値
市役所女性管理職研修への参加率 (人事課)	44.4% (H19年度)	⇒	100% (H20年度～)
市の審議会などの女性委員の割合 (政策企画課)	17.6% (H19年度)	⇒	22.3% (H24年度)

重点目標 2

地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。しかし、都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する人々が少なくなっているのが現状で、また、地域コミュニティが弱くなるにつれて、安全、安心の維持確保などの面で、不安や支障も出始めています。

こうしたことから、今まで地域活動を通して貢献してきた女性団体の基盤の強化を図るとともに、多くの市民が地域活動に参加・参画するよう促し、地域の男女共同参画を実現していくことが重要です。そのためには、参加・参画のための意識啓発や情報提供を行い、市民が行政に頼りすぎず、行政が仕事を抱え込まず、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、誰もが主体的に地域活動などに貢献できる体制づくりと、活動団体などに対する支援も必要です。

現状と課題

住民の地域づくりへの参画意識をより一層高めるためには、地域住民が多様な事業において企画運営にまで携わり、住民自身の手で地域づくりが行われているという実感を持てることが重要です。また、このことにより、住民同士の交流も生まれ、生きがいと活力のある地域となることが期待されます。

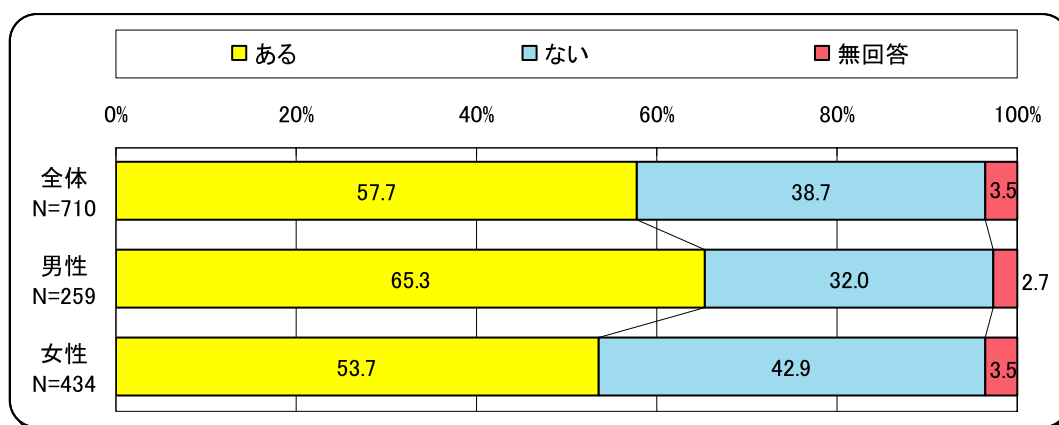
市民意識調査の結果を見ると、地域活動への参加割合は女性より男性の方が高くなっており（図 3-18 参照）、特に地域の役職につくのは男性が圧倒的に多いという実態があります。地域の役職に推薦されたら引き受けるか（男性は身近な女性に引き受けることをすすめるか）という問いに対し、「引き受ける」と回答した女性は 16.4% と少なく（図 3-20 参照）、「引き受けない」理由として「役職につく知識や経験がないから」と回答した人が半数を占めています（図 3-21 参照）。そのため、女性自身の意識改革を促す施策の推進と、女性リーダーの育成を図る必要があります。

一方で、「保育園等の保護者会、PTA活動、青少年育成活動に参加」したり、「仲間・友人とともにサークル活動などに参加」したりしている人の割合は女性の方が高くなっており（図 3-19 参照）、その参加頻度をも合わせ考えると、男性の場合は仕事と地域活動の両立の難しさがうかがえます。

また、今後、いわゆる団塊の世代の多くが定年を迎え、それまでの職場中心の生活から解放され、自宅周辺の地域社会で多くの時間を過ごすようになることが予想されます。市民意識調査の結果では、地域活動に参加するための必要条件として、時間的なゆとりのほか、一緒に活動する仲間や地域活動に関する情報、きっかけとなる講座やイベントを挙げる人が多くなっており（図 3-22 参照）、今後これらを参考に、男性の地域参加促進のための施策を講じる必要があります。

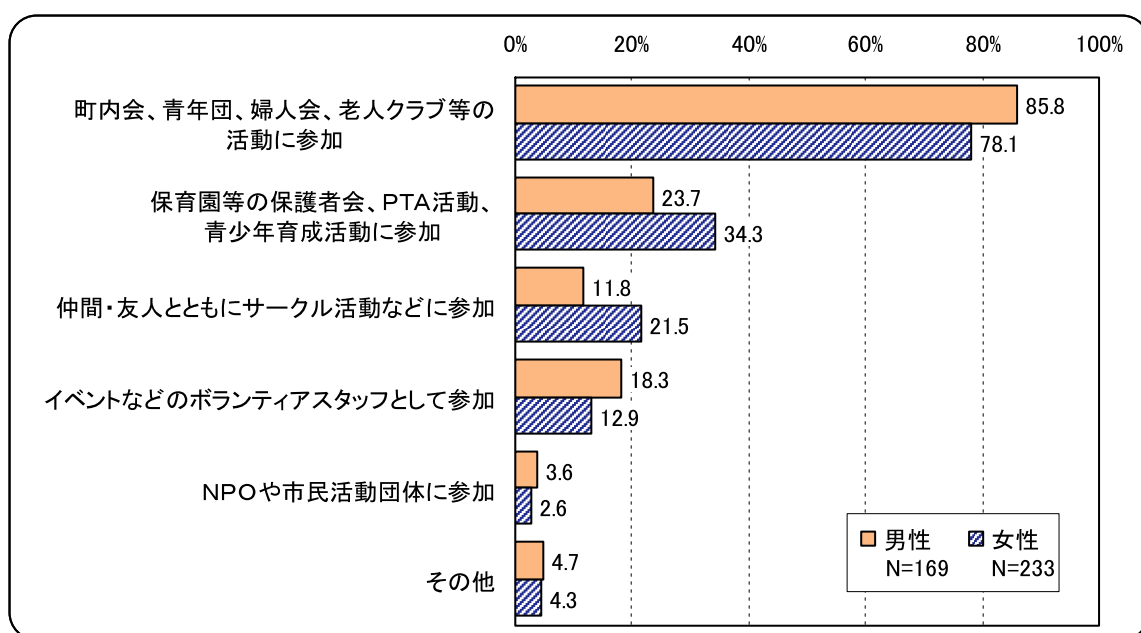
さらに、各種地域活動の活性化を図る目的から、活動団体間のネットワーク化やNPO法人化^{*}に関する情報提供を行うとともに、市民、市民活動団体^{*}、事業者及び行政の協働^{*}による事業の推進を行っていくことが重要です。

◆図 3-18 この1年間に地域活動に参加したことがあるか



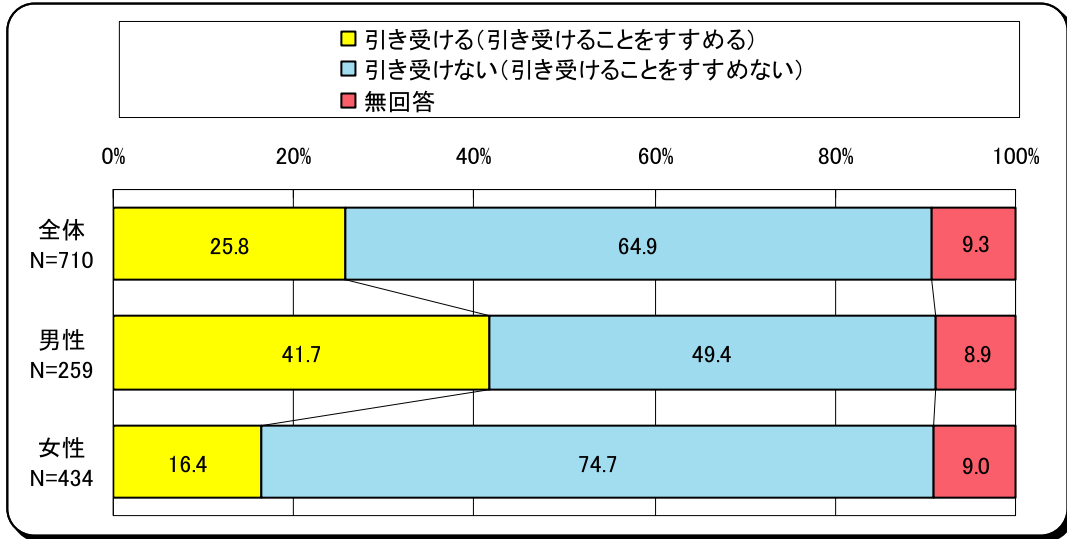
資料：市民意識調査

◆図 3-19 参加したことがある地域活動



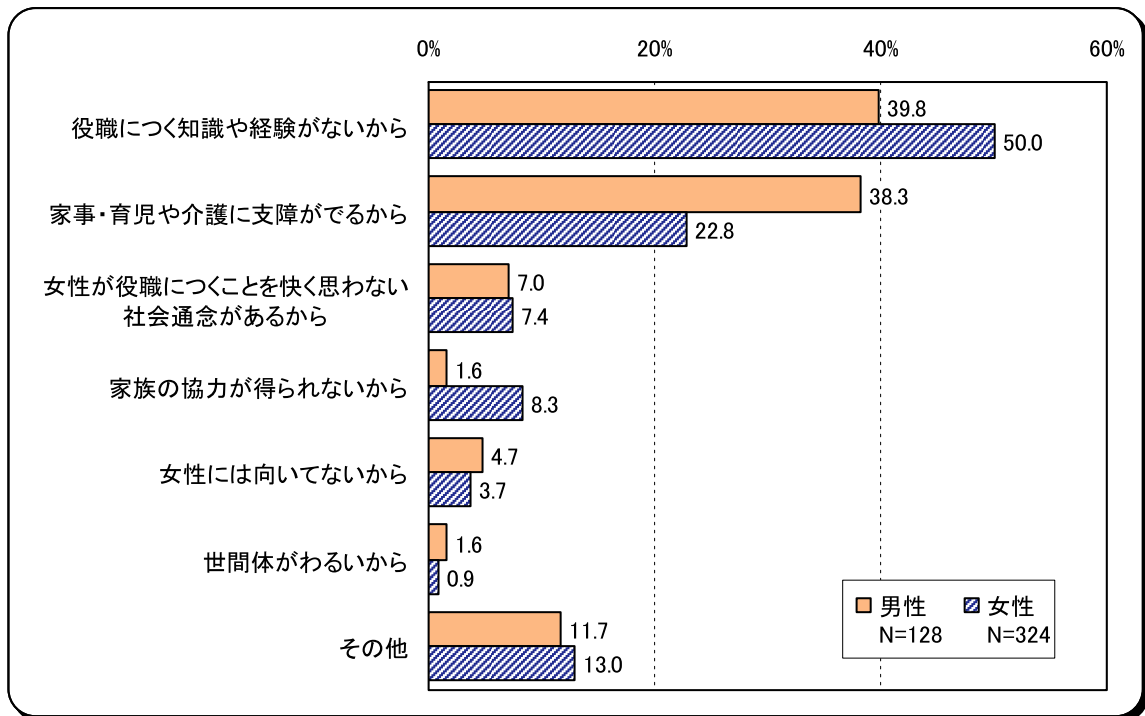
資料：市民意識調査

◆ 図 3-20 地域の役職に推薦されたら引き受けるか
 (男性は身近な女性に引き受けることをすすめるか)



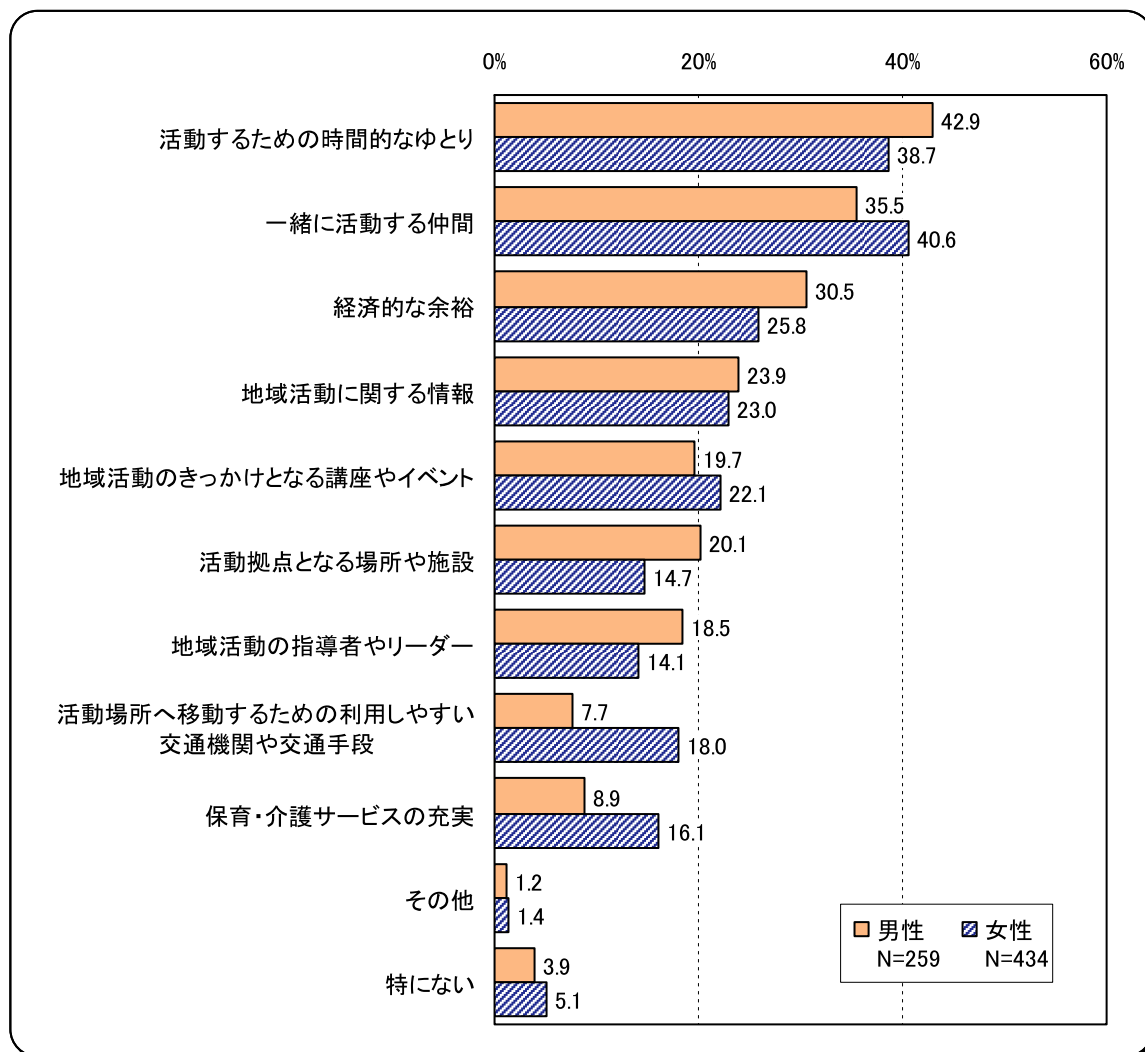
資料: 市民意識調査

◆ 図 3-21 地域の役職を引き受けない(引き受けることをすすめない)理由



資料: 市民意識調査

◆図 3-22 今後地域活動に参加するとしたら何が必要か



資料: 市民意識調査

施策の基本的方向

1 男女協働による地域コミュニティづくり

コミュニティ活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動など、多様な地域活動への参画に向けた意識啓発を行うとともに、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女協働による体制づくりを推進します。

施策項目	取り組み内容	担当課
①男女協働を推進する人づくり	●地域社会に女性の意見を反映させるため、女性リーダーの育成を支援する講座を開催します。	政策企画課
②地域活動での男女協働の意識啓発	●自治会やPTA活動などにおいて、意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとらわれない役割分担を促進します。	政策企画課
③地域活動などの情報や参画機会の提供	●コミュニティ活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動など、多様な地域活動の情報や参画機会の提供を図ります。	政策企画課 関係各課
④地域活動のきっかけとなる講座・イベントの開催	●地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	政策企画課 関係各課
⑤青少年の地域活動への参画促進	●地域の青少年健全育成団体や学校と連携し、青少年の居場所づくりを進めるとともに、地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を啓発します。	生涯学習課
⑥高齢者の自立支援と地域活動への参加促進	●高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。 ●育児経験者や退職者などがもつ経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	福祉課

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
⑦障害者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の地域における参加を促進するとともに、障害者就職面接会（主催：長崎労働局）開催や障害者雇用に伴う助成金制度の周知等による雇用促進及び職域の拡大に努め、社会参加と自立生活への支援を行います。 	福祉課
⑧国際理解と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。 ●地域に暮らす外国人のネットワーク化を図り、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。 	政策企画課

2 地域活動団体への活動支援

各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やステップアップ※に向けた情報提供を行うとともに、市民、市民活動団体、事業者及び行政の協働事業※の推進を図ります。

施策項目	取 り 組 み 内 容	担当課
①地縁を基盤とした団体活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による地域の見守りを促進するため、婦人会などの活動基盤の強化を図るとともに、新しい事業を推進するための活動支援を行います。 	政策企画課 関係各課
②地域活動団体のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動団体の情報収集と提供を行い、その情報の交換や交流の場を提供することにより、各種活動団体のネットワーク化とそれに基づく地域づくりの推進を図ります。 	政策企画課
③ステップアップに向けた活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動団体などのNPO法人化に向けた情報提供や相談体制の整備を図ります。 	政策企画課
④市民・市民活動団体・事業者・行政による協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、市民活動団体、事業者、行政の連携を深め、それぞれの特性を活かしながら、協働して各種事業の推進を図ります。 ●市民・市民活動団体による企画講座を募集し、実施します。 	関係各課

管理指標と目標

管 理 指 標	現 状 値	⇒	目 標 値
女性リーダー人材育成講座の受講者数 (政策企画課)	新規	⇒	20人／年 (H21年度～)
放課後子ども教室 [※] の開催地域数 (生涯学習課)	4地域 (H19年度)	⇒	全地域 (H24年度)
介護予防教室への参加者数 (福祉課)	13,400人／年 (H19年度)	⇒	15,760人／年 (H24年度)

